

令和 7 年(2025 年) 8 月 7 日
みらいの農業振興課 環境・獣害対策係

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策における
要防除水準の設定について

本対策における要件で、「推奨防除後に都道府県等の防除水準を超える斑点米カメムシ類の生息が確認されたほ場に限る」とされています。今回の対策において、本県では暫定的に下記水準を防除水準に設定することとします。

記

- ・大型種（ホソハリカメムシ、クモヘリカメムシ、トゲシラホシカメムシ、イネカメムシ、ミナミアオカメムシ等）

時期	方法	要防除水準
乳熟期	すくい取り（20 回振り） あるいは 見取り調査（畦畔際 3 条×22m）	2 頭以上

- ・小型種（アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ）

時期	方法	要防除水準
乳熟期	すくい取り（20 回振り） あるいは 見取り調査（畦畔際 3 条×22m）	4 頭以上

※広島県の要防除水準を参考

担当：農政水産部みらいの農業振興課
みどりの食料戦略室環境・獣害対策係 重久、金子
TEL：077-528-3842 FAX：077-528-4882
E-mail：shigehisa-shinji@pref.shiga.lg.jp